

(仮称) 深谷通信所跡地公園整備事業及び(仮称) 深谷通信所跡地墓園整備事業
環境影響評価準備書に関する指摘事項等一覧

■事業計画について

項目	No	指摘、質問事項等	事業者の説明等	取扱い
A 事業計画 (都市計画)	A-1-1	対象事業実施区域は全て市街化調整区域ですが、公園整備等に伴って将来線引きが変更され、市街化区域になる予定の場所はありますか。 [1/16 審査会]	公園区域、墓園区域の用途変更は今のところ考えておらず、市街化調整区域での活用を想定しています。 [1/16 審査会]	説明済 [1/16 審査会]
B 事業計画 (産廃跡地)	B-1-1	産業廃棄物最終処分場跡地(以下「産廃跡地」といいます。)は、覆土厚が50cm以下となる工事は行わないとしていますが、切土・盛土の状況は25mメッシュでしか示されており、詳細が不明です。産廃跡地については、より細かいメッシュで、水平方向、垂直方向も、詳細に、切土・盛土の予定を図で示してください。 [1/16 審査会]	資料をもう一度確認して回答します。 [1/16 審査会]	次回以降 説明予定
	B-1-2	形質変更時要届出区域では切土及び盛土工事を行い、一部の区画では切土工事を行う計画とありますが、形質変更時要届出区域では、どの場所で何mの切土を行うのですか。より細かいメッシュの図面で示してください。 [1/16 審査会]		
	B-2-1	西側と南側において、雨水による産廃跡地を經由した浸出水について、実際に流れている透水管の位置と河川又は水路への排水状況を図面で明示するとともに、その排水口の写真を示してください。 [1/16 審査会]	準備書資料編では、浸出水の位置等の記載が明確には示されていません。最終的な排出先等も現地確認してからになるので、整理した上で回答をしたいと思います。 [1/16 審査会]	次回以降 説明予定
	B-2-2	浸出水の水質については、準備書に記載されていますか。 [1/16 審査会]		
	B-2-3	産廃跡地は切土は行わないとのことですが、盛土や重機が走行すれば、浸出水の透水管が破損したり、浸出水のルート、水みちが変わる恐れがありませんか。盛土等の場所の詳細及び荷重を見積もった上で、見解を示してください。 [1/16 審査会]		

項目	No	指摘、質問事項等	事業者の説明等	取扱い
C 事業計画 (造成計画)	C-1-1	今回、かなり広い区域で草原のランドスケープを改変する事業でもあるので、盛土、切土の高さの情報、高さに関しても是非説明してほしいと思います。 [1/16 審査会]	切り盛りの高さの表示は、基本計画の段階のため、後日回答します。 [1/16 審査会]	次回以降 説明予定
D 事業計画 (手続の併合と施設配置計画)	D-1-1	手続を併合すること自体は異論もないのですが、公園整備事業と墓園整備事業は、同じような環境条件の場所で事業が二つ隣り合っているとあります。公園の方には飛行場外離着陸場と記載されたところがあります。ここは実際に何をやる場所なのですか。 [1/16 審査会]	災害時に大型のヘリコプターが着陸できることを想定しています。昨年「横浜市地震防災戦略」を見直した中で考え方が示されたので、総務局と調整した事項を反映して計画を進めていきたいと考えています。 [1/16 審査会]	説明済 [1/16 審査会]
	D-1-2	この公園整備事業と墓園整備事業は、何の不整合もなく一体化できたということですか。 [1/16 審査会]	併合の考え方については、事業時期も重なる部分もあり、事務局とも相談した上で、変更してより関係性を示すような形に整理しています。 [1/16 審査会]	説明済 [1/16 審査会]
	D-1-3	ヘリコプターが降りるということですので、多少は騒音等で影響はあるかと思えます。 [1/16 審査会]	ヘリコプターの着陸等については災害時、緊急的な利用ということで、今回の予測・評価の中には、そこまでの想定はしていません。 [1/16 審査会]	説明済 [1/16 審査会]
E 事業計画 (輸送計画)	E-1-1	大気質、騒音、振動、地域社会に関して、供用時の問題を解決するために、公共交通機関の利用を各種媒体で呼びかけることになっています。 公共交通機関はバスを指していると思うので、現状、どこからのバスが何本くらい通っていて、実際に施設利用者がバス利用できる可能性がどのくらいあるのか、あるいは本数等が少なく、利用が期待できない場合に、増発の可能性があるのなど、その見通しについて教えてください。 [1/16 審査会]	公共交通機関は、立場駅又は戸塚駅からのバスで来場することになります。バスの本数は、1時間に3本くらいで、後日回答します。 環状4号線の方で連絡道路が今後計画されており、新しいバスルートができる可能性もありますが、工事の進捗等も現時点で明確にありません。また、墓園と公園が部分的に開園する状態になると、事前にバス事業者による事業の進捗状況等を紹介し、バス事業者がバスの本数などを検討することになるので、現時点で評価は難しいですが、状況だけは回答可能です。 [1/16 審査会]	補足資料4で 本日説明
F 事業計画 (道路計画)	F-1-1	準備書 6.5-67 ページに、計画されている外周道路の断面図があり、外周道路東側は、外側に副道が計画されています。こちらからそのまま辿っていくと、準備書 6.13-8 ページの交差点 No. 2 と No. 3 につながるとあります。その交差点の形は、別ページの準備書 6.13-53 ページにありますが、これに副道の記載はありません。どのような接続になっているのですか。 [1/16 審査会]	外周道路の副道は、現況東側に道路があるので、そちらを取り込んだ形で副道として、生活道路としての利用を想定しています。こちらの交差点への進入や接続方法については、今後、詳細な設計をした中で警察と協議となります。現時点では、詳細な図面はないという状況です。 [1/16 審査会]	補足資料1で 本日説明

項目	No	指摘、質問事項等	事業者の説明等	取扱い
F 事業計画 (道路計画)	F-2-1	準備書 6.5-67 ページの外周道路の西側の断面図で、外周道路の内側には歩道が書かれていますが、外側には歩道がありません。 新しくできる道路となると、そこを歩行者として使う方がいると思います。外側にも歩道を作る必要はないのですか。 [1/16 審査会]	西側については歩道がない形です。資料を確認して後日、お答えします。 [1/16 審査会]	補足資料2で 本日説明
	F-3-1	交差点 No. 2 と No. 3 についてラウンドアバウトの計画が方法書までは記載されていました。 交通管理者との協議で課題があり採用しないということですが、その課題とはどのような内容ですか。 [1/16 審査会]	ラウンドアバウトは停電時に信号がなく有利だということで見直しされている部分もありますが、協議をした際には、1万台近くと台数が多くなるとラウンドアバウトでは処理しきれないという判断もあり、不採用となりました。 [1/16 審査会]	説明済 [1/16 審査会]
G 事業計画 (緑化計画)	G-1-1	緑地計画 について「今後具体的に検討していきます」とのことですが、もう一步踏み込んで、どのような緑化を実施するのか 具体的に示してください。 [1/16 審査会]	緑化の今後が示せるか、草地保護区の植栽の考え方というような図を検討して、後日回答します。 [1/16 審査会]	次回以降 説明予定

■環境影響評価項目について

項目	No	指摘、質問事項等	事業者の説明等	取扱い
0 全般				
1 温室効果 ガス	1-1-1	環境影響要因の抽出で、供用時の温室効果ガスの項目が選定されていません。この事業の中でエネルギーを必要とする施設が少なく、温室効果ガスの発生がわずかであるとのことですが、これだけ大きな事業であり、施設の夜間の利用状況等や街路の部分に照明機器等が設置されることを考えても、供用時にも環境評価項目として追記するべきではないかと思えます。 [1/16 審査会]	もう一度再考したいと思います。 公園施設の夜間利用の場合には、照明の他、トイレ等も 24 時間稼働するので、LED 化などで環境に配慮するような設計をするということで現在項目選定から除いていますが、その辺についてはもう少し整理したいと思います。 [1/16 審査会]	次回以降 説明予定
	1-1-2	このような建物を新設される時は、特に行政が関わっている事業では、やはり温室効果ガスを外してはいけないと思いますので、是非供用時の温室効果ガスを追記する方向で検討いただければと思います。 [1/16 審査会]		

項目	No	指摘、質問事項等	事業者の説明等	取扱い
1 温室効果ガス	1-2-1	<p>工事中の環境影響要因の抽出で、温室効果ガスの建設行為等が選定されていません。建設機械の稼働と工事用車両の走行は選定されていますが、この建設行為等とは、具体的には何を指しているのですか。</p> <p>[1/16 審査会]</p>	<p>建設行為等では主に工事の実施、土壌汚染の対策工事、工作物の解体工事を実施することそのものによる影響を選んでいきます。</p> <p>建設機械の稼働と工事車両の走行については、機械の稼働や各車両が走行することによる影響を抽出しています。</p> <p>温室効果ガスの発生する要因は、この機械の稼働によるものと、工事用車両の走行によるものが主たる要因であるということで、このように抽出しています。</p> <p>[1/16 審査会]</p>	<p>説明済 [1/16 審査会]</p>
2 生物多様性	2-1-1	<p>草地保護区中に調整池を設ける計画ですが、この草地保護区の面積の中で、調整池は、その面積にどれくらい勘案されているのですか。</p> <p>草地保護区と調整池の面積はどのような扱いですか。</p> <p>[1/16 審査会]</p>	<p>草地保護区については、面積は2.9ヘクタールを想定しています。そのうちオープン式の調整池については、あくまでも調整池機能を持たせるのですが、今後流量については精査したいと考えています。</p> <p>[1/16 審査会]</p>	<p>説明済 [1/16 審査会]</p>
	2-1-2	<p>区域④で「オープン式調整池整備による水辺の創出」と書いてあります。草地保護区はどのように管理する計画ですか。外周を柵で囲って人が入れないようにすることをイメージしているのか、それとも親水公園的で人が自由に立ち入れるようなものを想定しているのですか。</p> <p>[1/16 審査会]</p>	<p>基本的に草地保護区なので、人は入れないようなビオトープ的な形で調整機能を持たせるのですが、親水公園にはならないような、ある程度草地の環境を保全するような形で公開したいと考えています。</p> <p>[1/16 審査会]</p>	<p>説明済 [1/16 審査会]</p>
	2-1-3	<p>高茎草本群落を見ると、いろいろなタイプのものがあります。異なるタイプの草本群落が、どのように分布しているかという情報はないので、これ以上のことは分かりませんが、動物相との関係性で言って、一様ではないのではないかと思います。この事業では既存の草地を残すのではなく、新たに草地保護区を一から造るという計画です。その際に、どういうタイプの植生を、どのようなやり方で保存し、創出すべきなのかと思いますが、それが動物相との関連でどのように整理されているのか、その詳細の保全管理計画があつてしかるべきではないのかと思いました。</p> <p>この情報を踏まえて、事後調査計画書では、きちんとした計画を立てていただくことを期待します。</p> <p>[1/16 審査会]</p>	<p>高茎の方は今回の整備によってほとんど失われてしまうということで、草地保護区に集約する形で整備する予定です。その整備の仕方については、適正な草地環境が保全できるように、今後、どのような形が一番適正なのかを深く精査し、計画に反映させていきたいと考えています。</p> <p>[1/16 審査会]</p>	<p>説明済 [1/16 審査会]</p>

項目	No	指摘、質問事項等	事業者の説明等	取扱い
2 生物多様性	2-2-1	この地域全体の生態系に関して「食物連鎖への影響はほとんどない」という記載があります。哺乳類を調査していて哺乳類の注目種を選んでいないことや、アカネズミが出ているので、周辺の樹林とのネットワークの中で損なわれるような生息環境とがないのかということについて、情報が無いと思います。 なぜ哺乳類が注目種に入っていないのか、食物連鎖に対して影響が考慮されていないのですか。 [1/16 審査会]	-	補足資料3で 本日説明
	2-3-1	類型区分と供用後の緑地配置について、この中で生き物のネットワークに関する情報が表現されておらず、どのようなところで、何に対して環境のつながりが出来上がってくるのかを、具体的に記載することが重要ではないかと思えます。 草地保護区も新しくできる草地であり、周りにまだ多くの低茎草地があるので、低茎草地との繋がりや、周辺の道路沿いの緑地との繋がりについて、道路部分はこれからとしても、どのような形で全体としての生態系ネットワークが形成されることを目指すのかという図が必要ではないかと思いました。 [1/16 審査会]	低茎の草地、高茎の草地、その辺の繋がり、中央に草地広場を作り、それ以外は運動施設等を配置する計画です。高茎草地とそれ以外の樹林等の繋ぎの考え方もについて、後日御回答します。 哺乳類の営巣しやすい場所も確認されているので、高茎部分については草地保護区に代替を作る計画です。現況の自然が将来に引き継がれるような考え方です。表現を分かりやすく整理します。 [1/16 審査会]	次回以降 説明予定
	2-4-1	河川や出来上がる調整池周辺の湿性草地に関する情報の記載がありません。水が集まりやすい場所が比較的東側の縁辺部にもあるので、そういった現在湿性になっている環境がどのような残り方をするのか検討をしてください。 [1/16 審査会]	整理して回答します。 湧水の位置関係も公園のエリアで、改変が行われるためそのまま残すことはできないため、草地保護区の中でどれだけ復元できるかをこれから整理したいと思います。 [1/16 審査会]	次回以降 説明予定
	2-5-1	草地保護区は、作る環境によって高茎といっても全く質の違う草地になっていくと思います。単に高茎だけでは、出来上がる環境が全く違うことを考慮できないのではないかと思います。周辺の環境や水の状況など、生き物の状況を踏まえて、どのような草地の形態を採るのが適切なのかということと、管理をしていかなければあつという間に荒れた草地になりやすいのが高茎草地なので、そういった管理の可能性の観点も含めて、草地保護区のコンセプトを具体的にしてください。 [1/16 審査会]	-	次回以降 説明予定

項目	No	指摘、質問事項等	事業者の説明等	取扱い
2 生物多様性	2-6-1	<p>草地の管理の方法がとても心配です。草地の維持管理は人為的に行わなければ無理で、草地保護区を作って管理するとなると、どのようなタイミングで草刈して維持するのか、その方法も水辺周りとはそれ以外で変わってくると思います。草を刈るタイミングも、植生視点から考えて行くと、今度は動物の方に影響が出る場合もあるので、その辺も具体的に示してほしいです。</p> <p>動物の保全のことも考慮した草刈を検討しますということも入れてほしいと思います。</p> <p>[1/16 審査会]</p>	<p>草地の管理方法については準備書では適切な管理と書いています。公園の維持管理は、指定管理で管理するので、その契約の中でいろいろな検討をした上で、管理方法を検討していきたいと思います。</p> <p>動物への影響を考慮した草刈については、具体的にどのようなことができるのかを整理して回答します。</p> <p>[1/16 審査会]</p>	次回以降 説明予定
	2-6-2	<p>草刈について一番心配しているのは、鳥が繁殖している真っ最中に草刈をして、鳥の繁殖が失敗するというケースです。鳥だけではなく、哺乳類等も含めての話になりますので、是非検討していただきたいです。</p> <p>[1/16 審査会]</p>		
	2-7-1	<p>モノアラガイとアサヒナコムシについて、「工事着手前に再度生息状況を確認した上で、必要に応じて専門家の意見等を踏まえ、移設を行う」とのことですが、もしいけばではなく、もういるという前提で移設するのかを先に専門家に相談し、計画を検討してほしいと思います。もし直前になって移設しなければならなくなると、かなり大変です。移設場所を作るのであればこれらに対応したものを作ってほしいです。</p> <p>[1/16 審査会]</p>	<p>持ち帰り整理して、後日回答します。</p> <p>[1/16 審査会]</p>	次回以降 説明予定
	2-8-1	<p>植物の予測結果で「対象事業実施区域外に生育する個体及び生育環境が維持されるから影響はほとんどない、あるいは生じない」とされています。それは注目種、注目群落を除いているということですか。</p> <p>[1/16 審査会]</p>	<p>注目種も入った形で考えています。</p> <p>[1/16 審査会]</p>	次回以降 説明予定
	2-8-2	<p>注目種についても工事区域外にあるから別になくなくても良いのだということですか。</p> <p>[1/16 審査会]</p>	<p>供用後に草地保護区等にこれらの種が戻ってくることを想定しています。</p> <p>[1/16 審査会]</p>	

項目	No	指摘、質問事項等	事業者の説明等	取扱い
2 生物多様性	2-8-3	<p>注目種や注目群落として挙げられたものであれば、対象事業実施区域外にあるから良いという話は違うと思います。工事で改変してなくなる、頑張ってもなくすしかないという状況がある中で、どのようにミティゲーションしていくかということが準備書で書かれるべきです。</p> <p>この予測結果の説明では、なくなっても良いような話をされたので、そこは表現を検討していただければと思います。</p> <p>[1/16 審査会]</p>	-	次回以降説明予定
	2-9-1	<p>チガヤがまとまって生育する箇所があり、それを「極力保全します」とのことですが、「一部消失する場合は」という書き方をされていて、これは工事の手が及ばない所にチガヤ群落があるということですか。</p> <p>[1/16 審査会]</p>	<p>確認した上で、後日回答します。</p> <p>[1/16 審査会]</p>	次回以降説明予定
3 水循環	3-1-1	<p>地域の概況には地下水、井戸の利用状況等の情報はありませんが、対象事業実施区域内だけではなく、周辺の地下水、井戸の利用状況は分かれますか。</p> <p>[1/16 審査会]</p>	<p>準備書の中には細かい資料は入っていません。</p> <p>[1/16 審査会]</p>	次回以降説明予定
	3-1-2	<p>飲料水だけではなくて災害用井戸もあると思うので、その井戸の利用状況を是非次回は説明してほしいと思います。</p> <p>[1/16 審査会]</p>	<p>井戸の利用状況は、後日調査して回答します。</p> <p>[1/16 審査会]</p>	
	3-2-1	<p>井戸の利用状況だけではなく、地下水流もどのような状況になっているのか、情報をいただきたいと思っています。</p> <p>[1/16 審査会]</p>	-	次回以降説明予定
	3-3-1	<p>雨水調整池の土留壁工事では、どこまで掘削するのですか。</p> <p>土留壁を作った場合に、その工事中の地下水流に対する流動阻害は考える必要がないのかを説明してください。</p> <p>[1/16 審査会]</p>	<p>調整池の西側に川が南北に流れており、その西側の部分に湧水があり、地下水の水質の予測地点 a です。こちらは川があるということで、この部分で第一帯水層の方は見られると想定をしています。準備書では、それより深い部分の影響ということで、それより右側のかまくらみちにかかる公園橋の方は杭基礎で、影響はないと記載しています。</p> <p>調整池の詳細な構造はこれからになりますので、現時点での考え方について設計会社に確認します</p> <p>[1/16 審査会]</p>	次回以降説明予定

項目	No	指摘、質問事項等	事業者の説明等	取扱い
3 水循環	3-3-2	<p>流動阻害については、雨水調整池の土留壁工事だけではなく、雨水調整池を作った後の、その調整池による流動阻害はないのですか。</p> <p>地下水流により調整池の上流域、下流域への影響が異なりますが、もし下流域に利用している井戸があった場合に、水位の低下が起こったり、あるいは土留壁工事によって地下水の水質の水質汚濁につながったりすることも考えられるので、それが無いのであれば、根拠をしっかりと示していただきたいです。</p> <p>[1/16 審査会]</p>	<p>雨水調整池は帯水層に一部接しますが、地下水の流れを遮断することの規模とはならない予定ということと、地下水を遮断するような建物は設置しないということで、流量の変化が少ない理由となっています。</p> <p>[1/16 審査会]</p>	次回以降 説明予定
	3-3-3	<p>(3-3-2 の回答について) 根拠としては非常に曖昧です。実際に第一帯水層のどの辺まで土留壁が来るのかなどを適切に示し、ある程度定量的に、影響がないなら「ない」ということを納得できる内容の説明にしていきたいです。</p> <p>[1/16 審査会]</p>	—	
	3-3-4	<p>雨水調整池 4 箇所のうち、スライド 89 ページの右側の図の W-3 が一番近いかもしれませんが、地下水流が河川の流れと同じような向きで北から南に流れているとすれば、調整池の土留壁の工事の最中に、その下流域で地下水位の低下が起こる可能性があります。その場合に、そのすぐ近くに井戸はなくても建物があるとすると、地下水位の低下の程度によっては地盤沈下につながることもあるわけです。地盤沈下とも大いに関係してくるので、定量的に説明していただきたいです。</p> <p>[1/16 審査会]</p>	<p>持ち帰り、後日、回答します。</p> <p>[1/16 審査会]</p>	
4 廃棄物・建設発生土	4-1-1	<p>産業廃棄物の再資源化率について、準備書の表 6.4.15 の廃プラスチックで非木造の場合は 57.1%ですが、表 6.4.2 では 81.3%です。81.3%を用いないのは何故ですか。これらはどのような関係にあるのですか。全体的に、使用しているリサイクル率が低いように思われます。</p> <p>[1/16 審査会]</p>	<p>リサイクル率について、資料を確認した上で回答したいと思います。</p> <p>[1/16 審査会]</p>	次回以降 説明予定

項目	No	指摘、質問事項等	事業者の説明等	取扱い
4 廃棄物・建設発生土	4-2-1	準備書の建設発生土の予測結果では「公園整備事業に伴い発生する建設発生土については、墓園整備事業において活用し、可能な限り有効利用を図る計画」とありますが、環境の保全のための措置には「建設発生土は、再利用可能なものは、できるだけ場内利用若しくは他の工事現場等の受入先に搬出」とあります。なぜ場内で全量再利用できないのでしょうか。 [1/16 審査会]	原則的には、発生した切土は場内で使う形になりますが、工程等で難しい面もあるので、整理して回答します。 [1/16 審査会]	次回以降説明予定
	4-2-2	再利用可能ではない建設発生土があるのですか。あるとすればそれは何で、どの程度見込まれるのですか。 [1/16 審査会]		
	4-2-3	環境の保全のための措置の「他の工事現場等の受入先」の「等」とは何ですか。 [1/16 審査会]		
5 大気質				
6 水質・底質	6-1-1	土留壁工事は、最近ではソイルセメント柱列壁というものが多くです。この工法では、セメント粒子による水質汚濁が出てくるので、その辺もしっかりと対策をとることを記載していただきたいです。 [1/16 審査会]	-	次回以降説明予定
	6-2-1	地下水の水質の井戸の調査地点と予測地点は、どのような根拠で選ばれたのですか。 湧水は対象事業実施区域の少し外にありますが、地下水については対象事業実施区域の外は全く考慮されていないように見えます。これは何か理由があるのですか。 [1/16 審査会]	次回に回答したいと思います。 [1/16 審査会]	次回以降説明予定
7 土壌	7-1-1	切土する汚染土壌の量はどの程度になると予測されますか。また、掘削した汚染土壌はどのように処理するのですか。それらの情報がなければ、土壌汚染の拡散の恐れがないとは言えないと考えます。 [1/16 審査会]	事前の国の調査の結果を踏まえて予測をしていますが、細かい点については確認してから回答します。 [1/16 審査会]	次回以降説明予定
8 騒音				
9 振動				
10 地盤				

項目	No	指摘、質問事項等	事業者の説明等	取扱い
11 悪臭	11-1-1	準備書 3-95 ページの「7) 悪臭の状況」の文章で「ただし、「悪臭防止法施行令」に指定される特定悪臭物質を排出する事業所は対象事業実施区域にはありません。」は、表現が適当とは言えません。悪臭防止法は排出源を事業所に限定しておらず、誤解を招きます。 [1/16 審査会]	精査した上で回答したいと思います。 [1/16 審査会]	次回以降説明予定
	11-1-2	予測において、環境保全目標を「産業廃棄物最終処分場跡地があることによる悪臭について、市民が日常生活に不快を感じない程度であること」とし、産廃跡地であることをもって悪臭の発生源と考えるのであれば、準備書 3-95 ページにその旨を記載すべきです。 [1/16 審査会]		
	11-1-3	今回の調査では、最終処分場の上部で悪臭は臭気指数 10 未満とありますが、過去から現在にこの場所で産業廃棄物最終処分場に起因する悪臭はあるのですか。 [1/16 審査会]		
12 低周波音				
13 電波障害				
14 日影				
15 風害				
16 安全				
17 地域社会	17-1-1	予測結果について、工事中、供用時ともに、一部の交差点で、交差点需要率や車線混雑度が基準となる値を超えています。 これについて、信号の設定などは予想している交通量に合わせて見直しをされたのですか。 青の時間のスプリットなどを適切に配分しても超えてしまう車線、あるいは交差点が出てしまうのですか。 [1/16 審査会]	信号現示は新たな将来交通量で検討し、工事中は工事車両も含めた数字で検討してこのような結果が出ています。 交差点需要率については、工事中及び供用時の平日、休日でも1を超えているものはなく、供用時の混雑日に限って、彼岸等で車が集中するという事で超えています。 [1/16 審査会]	次回以降説明予定

項目	No	指摘、質問事項等	事業者の説明等	取扱い
17 地域社会	17-2-1	<p>環境の保全のための措置として、工事車両を計画的に運用するとか、一般の関連車両に関して公共交通機関の利用を促すとあります。</p> <p>この環境の保全のための措置は、基準値を超えてしまっている交差点が改善できる内容になっているのですか。特に工事車両の数は減らないと思います。</p> <p>[1/16 審査会]</p>	<p>かまくらみちについては、公園事業と墓園事業の対象事業実施区域の中は歩道等を公園側でセットバックする等で改善できますが、北側、南側については住宅等があり、改良が難しい状況です。対策としては、外周道路の部分を使って対策を講じる、表示、看板等の誘導、あるいは駐車場の出入口については安全のためのシステム、回転灯などを使う形で現在対策を検討しています。混雑期、イベントがあるような場合は誘導員を配置するなど、公園管理者又は墓園管理者で今後運用にあたって検討していくことを想定しています。</p> <p>[1/16 審査会]</p>	次回以降 説明予定
	17-3-1	<p>駐車場出入口の安全対策で、出庫灯を設置するという記載があります。出入口地点の対策としてはそれで良いかもしれませんが、今回の外周道路は幅員が 50m くらいあり、道路の範囲内にも歩道やジョギング道、あるいは自転車道と交差する部分が 30m くらいあるため、その部分を横断する車との安全対策としては、もう少し何か必要なのではないかと思います。その辺りをどのように考えているのですか。</p> <p>[1/16 審査会]</p>	<p>外周道路は 50m 幅があり、車道部分は 2 車線で、1 車線が 3 m から 3.5 m くらいで、7 m 程度の車道です。残りがジョギング道や歩道になる形で、今後、詳細な検討の中でその部分を公園と一体的に整備していく形を想定しています。</p> <p>整備の手法も、道路事業単独ではなく、公園事業と絡めながら、公園として一体化できるところは一体化する予定で、その際に安全対策は横断部を限定して、対策を検討していきたいと考えています。</p> <p>[1/16 審査会]</p>	次回以降 説明予定
	17-4-1	<p>混雑期、お彼岸など墓参の方がたくさん来る時には、非常に来場車両も多くなります。駐車場の出入口について、入退場の車で行列ができる可能性もあると思いますが、その行列が伸びて上流側の交差点まで達すると、その交差点の処理能力も落ちることが起こり得ます。</p> <p>滞留長がどこまで伸びるかの検討をされていますか。検討されていないければ検討した方が良いとは思いますが、どのように考えているのですか。</p> <p>[1/16 審査会]</p>	<p>公園事業は特に明確な混雑はないので、イベント開催時程度ということで随時対応します。</p> <p>墓園事業は、お盆やお彼岸などの集中した時に交通渋滞を引き起こす状況です。公共交通機関の利用以外には、ピーク時の状況を利用者に周知して分散化を図って混雑期を緩めることも考えています。外周道路から駐車場まで数百 m あるので、駐車場の料金ゲートなどを中に設けることによって、場内で滞留長を飲み込める配置とし、滞留長が外周道路側に回らないような計画を考えています。</p> <p>[1/16 審査会]</p>	次回以降 説明予定
	17-4-2	<p>滞留長の評価自体も行わないということですか。</p> <p>[1/16 審査会]</p>	<p>メモリアルグリーンという墓園が市内にあり、墓参期は駐車場前が少し混みますが、その様子から見ると、おそらくこれくらいあれば滞留長も場内に収まるのではないかと思います。</p> <p>[1/16 審査会]</p>	

項目	No	指摘、質問事項等	事業者の説明等	取扱い
18 景観	18-1-1	<p>圍繞景観において、正面に競技場などの構造物がある状態で「周辺景観との調和が保たれる」という結果は、圍繞景観を別の場所でのように享受することができるのかという観点で、もう少し広域的に考える必要があると思います。</p> <p>準備書の 6.14-31 ページなどでは、圍繞景観自体が改変で見えなくなる状況でも「周辺景観との調和は保たれる」と表現されていますが、そこは保全措置による圍繞景観の享受の可能性を述べていただいた方がよいと思います。</p> <p>[1/16 審査会]</p>	<p>別の場所からはどうなるかといった視点でも整理できるか、後日回答します。</p> <p>[1/16 審査会]</p>	<p>補足資料5で 本日説明</p>
	18-2-1	<p>東側はかなりフラットな施設が配置されて、地形的な変化がありますので、景観に対して、どのように見えるのかということが大事な方角だと思います。それに対して、もう少し具体的な高さに関する情報を出していただきたいです。</p> <p>[1/16 審査会]</p>	<p>承知しました。</p> <p>[1/16 審査会]</p>	<p>補足資料5で 本日説明</p>
19 触れ合い活動の場				
20 文化財等				